

環 備 ー 6 9 4

令和4年2月17日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年2月16日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内の新規感染者が高い水準で推移していることから、県の感染警戒レベル「3」を3月4日まで維持することが決定されました。

廃棄物処理は、県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務でありますので、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ必要な業務を継続するよう、貴会員に対し十分に周知して下さるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・感染警戒レベル等について

(令和4年2月16日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部)

【担当】

秋田県生活環境部
環境整備課 廃棄物対策班 田村
電 話：018-860-1624
F A X：018-860-3835
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

感染警戒レベル等について

令和4年2月16日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現在の状況

- ・ 全国の新規感染者数は増加が続いており、政府は、36都道府県を対象区域としてまん延防止等重点措置を適用している。
- ・ 県内の新規感染者数は、2月に入ってから200人前後の高い水準で推移している。
- ・ 10代以下の感染者の割合が依然として高くなっており、学校におけるクラスターの発生も相次いでいる。
- ・ 最近では、高齢者施設でのクラスターも複数発生しており、重症化リスクが高い高齢層の感染に警戒が必要である。

【保健所別新規感染者数（令和4年）】

公表日	大館	北秋田	能代	秋田中央	秋田市	由利本荘	大仙	横手	湯沢	計
R4.1.1～ R4.1.31	184	80	254	73	878	122	42	556	42	2,231
R4.2.1	17	10	3	13	124	20	6	62	8	263
R4.2.2	34	8	8	2	92	7	9	26	8	194
R4.2.3	20	10	3	19	81	12	11	39	8	203
R4.2.4	28	7	8	8	76	5	5	16	7	160
R4.2.5	55	3	3	7	93	9	6	24	21	221
R4.2.6	20	2	0	11	91	8	7	28	7	174
R4.2.7	23	2	2	4	43	1	2	17	3	97
R4.2.8	35	7	5	28	91	3	15	38	20	242
R4.2.9	21	1	7	13	93	11	15	34	25	220
R4.2.10	39	2	4	10	111	0	10	26	14	216
R4.2.11	13	2	6	19	119	2	14	28	18	221
R4.2.12	26	0	3	12	61	0	2	15	11	130
R4.2.13	12	1	2	13	87	5	9	11	9	149
R4.2.14	7	0	3	14	44	2	19	3	5	97
R4.2.15	28	0	8	31	110	4	3	21	16	221
R4.2.16	16	0	4	35	110	3	27	16	7	218
合計	578	135	323	312	2,304	214	202	960	229	5,257

※1/31～2/4の人数には、各日公表対象分の「みなし陽性者」を含む（2/5公表）

2 県の感染警戒レベルの維持

県内の新規感染者数や病床の使用状況などを踏まえ、県の感染警戒レベル「3」を維持する。(期間：3月4日まで)

3 県民への要請内容【継続】

(1) 県外との往来

- ① まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避けること。やむを得ず往来する場合は、帰県の際のPCR等の検査や健康観察の徹底など感染防止対策を万全にすること。
- ② ①以外の地域との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。
特に、感染が拡大している地域との往来は慎重に判断すること。
- ③ 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うこと。
ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

(2) 感染リスクの回避（オミクロン株対策の徹底）

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
また、不特定多数による飲酒を伴う会食は控えること。やむを得ず参加する場合は、PCR等の検査を受けるなど、特に感染防止対策を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催を慎重に判断することとし、開催する場合は、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ③ 混雑する場所をできるだけ避けること
- ④ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ⑤ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。